

# 10連休中の主な施設のお休み

ページ番号 1000017

掲載施設以外は、ホームページなどをご確認ください。

- ▶ごみ処理施設にある時間表記は、開場時間です
- ▶子育て支援センターは23ページをご覧ください。各支援センターの休館日は、直接お問い合わせください
- ▶デマンド型乗合タクシーは、4/28(日)から5/6(休)まで運休です。予約は期間中も専用電話で受け付けます



施設名	月・日 (曜日) 電話番号	4月					5月							
		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
		金	土	日	月・祝	火・休	水・祝	木・休	金・祝	土・祝	日・祝	月・休	火	水
市役所・各支所	☎37-2111 (市役所代表)		休	休	休	休	休	休	休	休	休	休		
市立総合病院 (外来)	☎38-5000	※左ページ「10連休中の医療のかかり方」をご覧ください												
磐田市急患センター	☎32-5267	休館日なし (ただし、4/27～5/6の窓口業務は行いません)												
あいプラザ (総合健康福祉会館)	☎37-2000	休館日なし (ただし、4/27～5/6の窓口業務は行いません)												
市民文化会館	☎35-6861												休	
文化振興センター	☎35-6861												休	
竜洋なぎの木会館	☎66-1111				休				休			休	休	
磐田市情報館 (ららぽーと磐田内)	☎38-3974	休館日なし												
磐田市観光案内所	☎33-1222												休	
ワークピア磐田	☎36-8381	休館日なし												
交流センター (23施設)	☎各施設へ				休	休	休	休	休	休	休	休	休	休
学習交流センター	☎37-4135	休館日なし(午前9時～午後5時)												
市民活動センター「のっば」	☎36-1890			休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
多文化交流センター「こんにちは!」	☎35-2512		休		休	休	休	休	休	休	休	休	休	
男女共同参画センター「ともりあ」	☎37-4811			休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
桶ヶ谷沼ビジターセンター	☎39-3022												休	
香りの博物館	☎36-8891												休	
新造形創造館	☎33-2380				休								休	
竜洋昆虫自然観察公園	☎66-9900	休館日なし												
渚の交流館	☎30-7091												休	休
旧見付学校	☎32-4511												休	(～5/10)
旧赤松家記念館	☎36-0340												休	(～5/10)
竜洋郷土資料館	☎66-9112				休	休	休	休	休	休	休	休	休	
豊岡農村民俗資料館	☎32-9699											休		
スポーツ施設 総合体育館、磐田温水プール、 福田屋内スポーツセンター、 スポーツ交流の里ゆめりあ球技場、 竜洋海洋センター体育館、 竜洋リバーサイドテニスコート、 竜洋体育センター(※)、 豊岡体育館、アミューズ豊田	☎各施設へ	休館日なし(※竜洋体育センターのみ5/7は休館)												
中央図書館	☎32-5254	休			休								休	
福田図書館	☎58-3300				休	休	休	休	休	休			休	
竜洋図書館	☎66-7788				休	休	休	休	休	休			休	
豊岡図書館	☎0539-62-3210				休	休	休	休	休	休			休	
ひと・ほんの庭 にこっと	☎36-1711				休								休	
ごみ処理施設 クリーンセンター	☎35-3717		休	8:30～12:45	8:30～12:45	8:30～12:45	8:30～12:45	8:30～12:45	8:30～12:45	8:30～12:45	休	休	8:30～12:45	
リサイクルステーション (クリーンセンター内)	☎37-4812		休	※1 9:00～11:00	休	休	休	休	休	休	休	9:00～11:00	休	
中遠広域粗大ごみ処理施設	☎37-4854		休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	

※1 4/28(日)のリサイクルステーションは豊田支所北側駐車場でいきます

今年のGWは大型連休

# 10連休中の医療のかかり方

④ 医事課 (市立総合病院本館1階)

TEL 0538-538138  
FAX 0538-505038  
505050 (代)

今年のゴールデンウィークは10連休となり、多くの医療機関がお休みとなります。連休中の医療体制について詳しくは、下記カレンダーまたは市ホームページをご覧ください。  
定期的な受診や長期間分のお薬が必要な方は、早めに「かかりつけ医」にご相談ください。

## 注意事項

- ・期間中の各医療機関(薬局含む)の診療費は、休日割増料金となります
- ・磐田市急患センターおよび市立総合病院の救急外来は混雑のため、長時間お待ちいただくことがあります
- ・救急車の適正利用をお願いします

## 【下記カレンダーの注意事項】

- ※1 午後7時30分～10時30分
  - ※2 4月30日、5月2日の市立総合病院は、平日の通常外来に準じて開院します。診療の内容は病院ホームページ (<https://www.hospital.iwata.shizuoka.jp/>) でご確認ください
- (受付時間：午前8時15分～11時 事前の予約、急患センターからの紹介状が必要です)

月・日 (曜日)	4				5					
	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
医療機関	土	日	月・祝	火・休	水・祝	木・休	金・祝	土・祝	日・祝	月・休
市内開業医	磐田市ホームページでご確認ください									
磐田市急患センター ☎ 32-5267	※1 夜のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
磐田市立総合病院	外来	休	休	休	※2 要予約・紹介状	休	※2 要予約・紹介状	休	休	休
	入院・救急	○	○	○	○	○	○	○	○	○

磐田市消防団応援の店

# 協賛店を募集します

④ 警防課 (福田支所3階)

TEL 0538-591171  
FAX 0538-591176

消防団は地域防災の要として、重要な役割を担っています。頑張っている消防団を応援しませんか。協賛していただける商店・事業所は、警防課にある申請書類(市ホームページからダウンロード可)へ必要事項を記入の上、直接または郵送で警防課(〒437-1292 福田400 福田支所3階)まで提出をお願いします。

## 「応援の店」とは

- ▼対象商店・事業所  
市内の商店・事業所

## ▼応援内容

商店や事業所の皆さまが応援内容を自ら決めていただき、消防団員証を提示した場合、できる範囲でサービスを提供していただきます。

## ▼特典対象者

消防団員または消防団員とその家族など(対象者は商店・事業所に一任します)

## ▼登録商店・事業所の紹介

「磐田市消防団応援の店」に登録していただいた商店・事業所は、市ホームページへの掲載や店舗用の登録証を発行して紹介します。



## 大切なものを守りたい！消防団員募集

あなたの大切な人の暮らす大切なまちを守りませんか。市内在住・在勤、年齢18歳以上の男女であれば消防団員とすることができます。消防団に入ること、年齢を超えた地域のつながりもできます。女性消防団員も募集中です。

興味のある方は、お近くの消防団または警防課へお問い合わせください。

## 障がい者の相談窓口

ページ番号 1001920

# 障害者相談支援センターにご相談ください

☎福祉課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4919 FAX 0538-36-1635

### 磐田市南部障害者相談支援センターを開設しました

障がいのある方が安心して生活できるよう、4月から磐田市南部障害者相談支援センターを開設しました。各センターでは社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員などの有資格者が相談に対応します。

センター名	ところ	相談員	担当地区 (中学校区)	電話番号	FAX番号
磐田市障害者相談支援センター ※障害者虐待防止センター (24時間対応) を兼ねます	i プラザ3階 (国府台57-7)	4人	磐田第一、城山、 神明、向陽、豊田、 豊田南、豊岡	0538-84-6661 ※電話・FAX共通	
磐田市南部障害者相談支援センター	磐田市急患センター 1階 (上大之郷51)	2人	南部、福田、竜洋	0538- 24-7766	0538- 36-8001

▶ 開所時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日、休日、年末年始を除く

#### ▶ 対象者

障害者手帳 (身体・療育・精神) を所持する方やその家族、難病および精神通院自立支援医療費助成を受けている方や障がいの疑いがある方、就労困難な方など。

#### ▶ 相談内容

- 障害福祉サービスに関する情報提供や利用相談
- さまざまな制度などの社会資源を活用するための相談
- 地域で安心して生活するための助言や相談
- 権利を守るために必要な制度の利用に関する支援
- サービス事業所や専門機関などの紹介および連絡調整

あなたの働きたいを応援します  
**障がい者就労相談窓口をぜひ活用ください**

磐田市では就労を希望する障がいのある方や、障がい者を雇用している、または雇用を検討している企業などから、就労に関するさまざまな相談を受け付ける「障がい者就労相談窓口」を福祉課内に設置しています。

#### ▼ 受付時間

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※祝日、休日、年末年始を除く

#### ▼ 連絡先

福祉課 (i プラザ 3 階)  
☎ 0538-37-4919  
FAX 0538-36-1635

#### 困った事があれば、まずは相談

相談窓口では「働きたいけど何から始めたらいいの?」「一人での就職活動は不安」「職場で困っていることがある」といった障がい

のある方からの相談や、「障がいのある方にどう対応すればよいか分からない」「障がい者の雇用を検討しているがどうすればいいのか」など企業からの相談にも応じています。困ったことがあれば、まずは相談をしてください。

#### 支援の流れ

障がいのある方へは、希望や必要な情報を伺い、一人一人に合った支援を検討します。その後、専門機関と連携して支援を開始し、就労が定着するまで必要な支援を行います。

また企業には、障がいの特性や対応への助言、制度やサービスなど企業にとって有益な情報を提供し、障がいのある方の雇用の推進を図っていきます。

# 下水道供用開始区域のお知らせ

問 上下水道総務課（福田支所2階）

☎ 0538-5813086  
FAX 0538-5813123

市では、川や海などの水環境を保全し、清潔で住みよいまちづくりのため下水道を整備しています。

## 下水道の整備状況

平成30年3月31日現在で、約3212ヘクタールの区域で公共下水道の整備が完了し、処理人口は約14万人、普及率は83%です。

下水道整備が進むに従い、生活排水が流入していた河川の水質が改善されています。

## 今年度の供用開始区域

今年4月1日から、新たに下水道が利用できる区域（供用開始区域）は、次のとおりです。

### ▼新たに下水道が利用できる区域

- ・小島
- ・草崎
- ・向笠新屋
- ・大原
- ・加茂
- ・上野部
- ・千手堂
- ・岩井
- ・鎌田
- ・池田
- ・上方能
- ・合代島
- ・万正寺
- ・見付
- ・新貝
- ・豊田
- ・一言
- ・新開

## 浄化槽の法定検査をしましょう

上記の記載区域の一部で供用が開始されます。詳しくは市ホームページでご確認ください。

浄化槽を設置されている方は、浄化槽法で「浄化槽管理者」とされ、基準に基づく保守点検・清掃・法定検査をしなければなりません。

この法定検査は、保守点検・清掃により管理されている浄化槽からの排水を定期的検査し、浄化槽が正常に機能しているかを確認するためのものです。必ず受検をお願いします。

### ▼3つのお願い

- ①保守点検  
（年3回〜4回以上）
- ②清掃  
（年1回以上）
- ③法定検査  
（年1回）

※浄化槽の処理方式、規模により回数は定められています。適切に維持管理をお願いします。

# 中古建物リフォーム補助制度

問 建築住宅課（西庁舎2階）

☎ 0538-3714851  
FAX 0538-3312050

平成31年度から、「中古住宅リフォーム補助制度」を「中古建物リフォーム補助制度」に改め、より多くの方が利用しやすくなるよう、制度を見直しました。

## 申請状況

平成28年度の制度スタートから、平成30年度末までに73件の交付申請がありました。

## 改正点

・店舗や事務所など、住宅以外の建物でも、居住するためにリフォーム工事を行うものは補助の対象となりました。

・次の加算項目を新しく追加しました。  
①新築から30年以上経過している建物

②住宅以外の建物におけるリフォーム工事

①または②に該当する場合で、市内業者がリフォーム工事を実施する場合は、現行の加算額に10万円を上乗せします。

・補助事業の実施期間を3年間延長して2021年度までとします。

## ▼補助対象者

新築から15年以上経過した中古建物を購入し、居住するためにリフォーム工事をする方が対象です。

## ▼補助内容

リフォーム工事費の50%となる額と補助基準額を比較し、いずれか少ない額で100万円が上限となります。補助基準額は、基本額と加算額を合計したのになります。

補助制度の詳細については、建築住宅課へお問い合わせください。

## 1.基本額

転居区分	基本額
市内の転居	10万円
市外からの転居	50万円

## 2.加算額

加算区分	加算額
(1)同居者に中学生以下の子どもがいる場合	1人当たり20万円
(2)3世代で同居または近居する場合	20万円
(3)市内業者でリフォーム工事を施工した場合	10万円 ※(4)または(5)に該当の場合20万円
(4)新築から30年以上経過している場合	20万円
(5)中古建物が住宅以外の場合	20万円

地震対策を推進しています

その日に備えて！

**木造住宅の耐震化の現状**

市内には、旧耐震基準で建てられ、耐震化が必要な木造住宅が、多数あります。地震から一人でも多くの市民を守るため、さまざまな助成制度を設け、地震対策を支援しています。いま一度、住まいの地震対策をご検討ください。

**各助成制度(①～④)の対象**

- ・ 次の条件を満たす木造住宅
- ・ 昭和56年5月31日以前の基準(旧耐震基準)で建築
- ・ 耐震診断で耐震性能が基準に満たない(評点1・0未満)と判定
- ・ 現在居住している

**① 木造住宅の耐震化の補助**

耐震補強工事費の一部を助成します。

**▼補助金額**

- 一般世帯 45～75万円
  - 高齢者等世帯 65～95万円
- ※耐震化促進PRへの協力が条件

～耐震補強工事実施者の声～

**施工例① 筋かいによる補強など**



半年前に中古住宅を購入しました。東海地震に備えて地震に強い家で安全に暮らしたいと思い、精密診断をすることにしました。耐震補強工事を終え、建物の構造的な不安や心配も解消されて、とても安心して住めるようになりました。

**施工例② 屋根替えなど**



瓦葺きの経年劣化による雨漏りや被災時の脱落を心配していましたが、屋根替えにより解消されました。屋根を軽くするとともに、柱・土台・梁の劣化した部分も修理し、金物を取り付けたので、安心して住めるようになりました。

**② 木造住宅の解体の補助**

**期間限定(2019年度まで)**  
解体費用の一部を助成します。

**▼補助金額**

- 対象工事費の23%以内
- 一般世帯 最大30万円
- 高齢者等世帯 最大50万円

**③ 耐震シェルター設置の補助**

**期間限定(2019年度まで)**

耐震シェルター設置費用の一部を助成します。耐震シェルターとは、木造住宅の1階に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり、居住者の安全を確保するものです。



▲設置イメージ



▲倒壊実験後の様子

**▼補助金額**

- 設置費の2分の1以内
- 一般世帯 最大15万円
- 高齢者等世帯 最大25万円

**④ ブロック塀撤去の補助**

道路沿いのブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

**▼対象**

- ・ 次の条件を満たす道路境のブロック塀など
- ・ 4段積み以上
- ・ 地震の際に倒壊・転倒の恐れがある
- ・ 全てを撤去

**▼補助金額**

- 1敷地に付き最大10万円

**その他の地震対策に係る助成制度**

- ・ 緊急輸送路沿いの建物に対する耐震補強計画・補強工事の助成制度
- ・ 緊急輸送路沿いのブロック塀などの改善に対する助成制度
- ・ 防災ベッド設置に対する助成制度

問 建築住宅課(西庁舎2階)

TEL 0538-33714899  
FAX 0538-33712050

⑤⑥の内容の詳細は、地域づくり応援課（本庁舎2階 ☎37-4751 FAX32-2353）へお問い合わせください。

### ⑤ 家庭内家具固定の補助

市では、家庭防災の一環として家具固定事業を実施しています。市と建築工業組合が委託契約を締結し、業者が家具固定をします。

▼対象  
市内在住の方

▼自己負担額（家具一点に対する）

- ・一般世帯 2千円
- ・要配慮者世帯 無料

※右記内容は3点まで。一般世帯、要配慮者世帯ともに、4点以上は1点につき4千円

▼申込期間

5月7日(火)～5月31日(金)（土・日曜日除く）に電話で地域づくり応援課へ



▲家具固定のイメージ

### ⑥ 地震ブレイカー設置の補助

大震災で起きた火災の約6割は、電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に発生する電気火災です。市では、自動的に電気供給を遮断する感震ブレイカーの設置費用を助成します。

▼対象

市内に住宅を所有または居住している人（アパート含む）

▼補助対象経費

感震ブレイカーの購入経費および設置工事に要する経費

※新築または配電盤取り換えの場合は機器代金（感震性能に相当する経費）のみ

▼補助額

対象経費の3分の2  
※上限5万円（千円未満切り捨て）

▼申し込み

申請書（市ホームページからダウンロード可）を記入の上、必要書類を添えて、地域づくり応援課または各支所市民生活課へ

▼その他

電気工事の有資格者による工事のため、電気工事店の紹介が必要な場合は、静岡県電気工業組合（☎0537-2215815）へ

ページ番号 1001514  
1001515

## 空き家対策を推進しています 空き家を放っておかないで！

問 建築住宅課（西庁舎2階）

☎0538-3712706  
FAX 0538-3312050

空き家の適正な管理をお願いします

空き家は急速に老朽化が進みます。管理されていない空き家は、風が通らないため、カビが発生したり、衛生上有害となったり、不審者の侵入や放火などの危険もあります。空き家を所有されている方は、適正な管理を心掛けてください。

なお、市では空き家に対し次の支援を行っています。

○適正な空き家管理のため、シルバー人材センターと協定を締結

市と磐田市シルバー人材センターは「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しています。この協定により、シルバー人材センターは空き家の所有者などと契約を結び、見回りや敷地内の除草作業など、空き家の管理業務を行っています。詳しくは、磐田市シルバー人材センター（☎37-0055 FAX37-1513）へお問い合わせください。

○空き家の解体費用を助成

市内に空き家を所有する方を対象に、再利用が困難な空き家の解体費用の一部を助成しています。補助額は対象工事費の2分の1以内で50万円が上限となります。また土地の固定資産税などを3年間減免します（一定の条件があります）。

よくある質問

Q どうすれば補助が受けられるの？

A はじめに対象の空き家に該当するか、調査を行います。まずは建築住宅課までご相談ください。

